



2025 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社REVOLUTION
代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎
(TEL. 03-6627-3487)

連結子会社の元代表取締役への訴訟の提起に関するお知らせ

当社の連結子会社であるヤマワケエステート株式会社（以下「YE 社」といいます。）は、当社連結子会社の WeCapital 株式会社（YE 社の完全親会社、以下「We 社」といいます。）の元代表取締役の松田悠介氏（以下「松田氏」といいます。）に対して損害賠償請求訴訟を提起することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：大阪地方裁判所
- (2) 提訴年月日：2025 年 8 月 8 日

2. 訴訟を提起した者（原告）

- (1) 名称：ヤマワケエステート株式会社
- (2) 所在地：大阪府中央区安土町 2 丁目 2 番 15 号 ハウザー堺筋本町駅前ビル 7 F
- (3) 訴訟における代表者：代表取締役 梅本 拓磨

3. 訴訟を提起した相手

We 社元代表取締役 松田氏

4. 訴訟内容

- (1) 訴訟内容：損害賠償請求（会社法 429 条 1 項（役員等の第三者に対する損害賠償責任）、民法 709 条（不法行為による損害賠償））
- (2) 訴訟金額：1,039,887,400 円

5. 訴訟の提起に至った経緯及び理由

2025 年 5 月 23 日付開示資料「当社連結子会社 WeCapital 株式会社の提訴請求への対応について」にてお知らせしたとおり、当社及び We 社グループは、We 社の代表取締役兼営業責任者（当時）であっ

た松田氏が、We 社の子会社である YE 社が組成したクラウドファンด์において、We 社グループの意思決定機関で決定した条件を無視し、実勢価格を大きく上回る金額で不動産を取得する契約を自身の立場を利用して独断で締結したこと等によって償還延長せざるを得ない事態が複数起こっていること、及びそれに関連する様々な不法行為等に対し損害賠償請求や刑事告訴等の責任追求を行っていく方針としていました。

その後も、当社、We 社及び YE 社を中心に関係者からの調査を継続した実施した結果、現在 YE 社が組成したクラウドファンด์案件の中で複数償還延長となっている事案について、クラウドファンด์組成における所定の審査プロセス等を経ず独断での契約締結、または審査に関係する他の役職員に対する欺罔行為の存在が発覚しています。

松田氏のこのような行為は、YE 社の親会社である We 社の取締役としての善管注意義務に反し、その結果 We 社、YE 社及び償還延長となっている案件への出資者に対して多大な損害を与えたものであるとし、この度、松田氏に対して訴訟を提起することとなりました。

当社及び We 社グループは、現在 YE 社で償還延長となっているクラウドファンด์案件の償還に向け、出来る限りの延長解消の手段を検討・実践しております。

加えて、当社及び We 社グループは、本件等で松田氏に対して訴訟を提起した結果、松田氏から金員を YE 社が得た場合は、クラウドファンด์事業に係る関係当局等と調整の上、当該金員を財源として出資者に対して出資金を償還するように前向きに検討をしております。

なお、当社及び We 社グループでは、現時点で、本件等で松田氏に対して訴訟を提起した結果、YE 社が松田氏から金員を得た場合に松田氏から得た金員を償還延長ファンドの出資者に対して償還する行為が、不動産特定共同事業法の禁止行為である損失補填に該当するかどうかについてクラウドファンด์事業に係る関係当局に確認はしておりません。

当社は、2025 年 7 月 31 日付開示資料「第三者委員会調査報告書受領に伴う対応および再発防止策のお知らせ」でお知らせしたとおり、今後、当社の前代表取締役の新藤弘章氏（以下「新藤氏」といいます。）への責任追及を進めていきますが、これは責任の所在を明確にすることが再発防止の一環となるためであり、We 社グループにおいても同じ方針であります。

また、当社及び We 社グループは、We 社グループのクラウドファンด์案件についてこれからも継続して案件を更に拡充して出資を募るにあたり、松田氏に対する責任追及は事業上とても重要であると認識しております。

さらに、2025 年 7 月 14 日付開示資料「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」の第三者委員会の調査報告書において、新藤氏が行った「拙速な経営判断」である当社の株主優待制度の導入及び第 9 回新株予約権の発行に関して、松田氏と新藤氏が協働していた事実が発覚しております。株主優待制度については、松田氏が「インパクトがある株主優待にすべき」と新藤氏に助言をし、実施していれば会社法違反となるような内容の株主優待制度の創設を新藤氏とともに主導しています。また、松田氏は第 9 回新株予約権の発行についても、新藤氏の個人的な経済的利益享受のため当社の筆頭株主である合同会社 F O 1 の代表社員に働きかけておりました。このように松田氏は当社の株主様、ステークホルダーの皆様、及び当社等に対しても多大な悪影響を及ぼしております。

以上から、現時点で整理・検討が完了した損害について、松田氏に対し損害賠償請求を請求すべく本件訴訟の提起に至りました。

6. 今後の見通し

本件訴訟の提起に係る訴訟事件の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。また、本件訴訟が当社の業績に与える影響につきましては、今後公表すべき事項が判明した時点で速やかにお知らせいたします。

当社及びWe 社グループは、松田氏に対する訴訟の提起は本件以外にも追加して行うことを検討している状況です。今後、刑事告訴や主要な損害について調査・検討が完了次第、随時訴訟の提起を実施し、こちらについても適時開示を行ってまいります。

以 上